

注 意 事 項

介護現場におけるハラスメントに対応するため、東京都介護サービス情報ホームページ上に重要事項説明書の記載例を掲載いたしました。ご参考にされる際には、以下の点について十分にご注意ください。

1. この重要事項説明書の記載例は個々の介護事業者がそのまま実際に使用することを目的に作成したものではありません。
2. この重要事項説明書の記載例は個々の介護事業者が介護保険サービスに係る重要事項説明書を作成する際の参考とする目的でのみご使用ください。
3. この重要事項説明書の記載例を参考にされる際は、事業者の責任においてご活用ください。
4. 介護保険サービスに係る重要事項説明書を作成するに当たっては、各事業者が定めている契約書・運営規程等の内容との整合をはかりながら作成する必要があります。
5. 介護保険サービスに係る重要事項説明書又は契約書から生ずる紛争等を防止するためには、重要事項説明書等について弁護士等の専門家の助言を得ることをお勧めします。

東京都では、重要事項説明書の記載内容に関するご相談等に関し、無料の法律相談窓口を設置しております（相談業務は社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託しております）。詳細につきましては、以下のホームページをご確認ください。

東京都社会福祉協議会ホームページ

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>

【留意すべき点】

- 契約書及び重要事項説明書に、利用者・ご家族等からのハラスメントを理由にした有効な解除条項を付した場合であっても、ハラスメントの発生理由や具体的な状況、利用者に与える不利益の検討、解除せずサービス提供を継続することができないかなど組織内での十分な検討が必要です。また、利用者・ご家族等との丁寧な話し合いなどの対応が求められます。
- その上で、解除がやむを得ない場合には、利用者の代替サービス確保のための十分な猶予期間等を考慮し、相当な期間を置くなどの配慮が必要です。
- さらに、契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じることが必要です。